

○伊丹市暴力団排除条例

平成24年3月28日条例第4号

改正

平成24年12月26日条例第47号

伊丹市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市からの暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、もって安全で安心な市民生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、本市との契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等、安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第6号に規定する暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の趣旨にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、市、県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

(市の契約事務からの暴力団の排除)

第6条 市は、契約に係る事務において、暴力団を利することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における暴力団の排除)

第7条 市又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、市が設置した公の施設の使用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務及び事業からの暴力団の排除)

第8条 市は、前2条に規定するもののほか、その行う事務及び事業において、暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者並びに関係機関等に対する支援等)

第9条 市は、暴力団の排除のための活動を行う市民及び事業者並びに関係機関等に対し、その活

動の推進に資すると認められる情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、暴力団の排除の重要性及び市が実施する暴力団の排除に関する施策等について啓発活動を行うものとする。

(青少年を守るための取組み)

第10条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、市民及び事業者と協力して、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発に取り組むものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(見直し)

- 2 市長は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 3 伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年伊丹市条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（平成24年12月26日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。